

事案書（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：平成30年 1月23日（火）

担当課：環境農政部 みどり公園課

件 名：大和市都市公園条例の一部改正について

提出理由：都市公園法施行令の改正に伴い、都市公園条例の一部を改正するにあたり、その内容について了承を得るため

内 容：

1. 背景

- ・これまで、都市公園内に設置できる運動施設の敷地面積の割合（以下、「運動施設率」という。）は、都市公園法施行令（以下、「政令」という。）において、100分の50を超えてはならないとされてきた。
- ・一方、全国的には、当該基準により既存の運動施設のバリアフリー化や、国際基準への対応など、社会的な状況の変化に応じた改修等が困難となる事例が生じている。
- ・こうした状況を改善するため、国は、平成29年6月に政令を改正し、運動施設率について「100分の50を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合を超えてはならない」こととした。
- ・なお、運動施設率については、政令の施行から1年以内に条例に規定することが必要となっている。

＜運動施設とは＞

政令で定められている野球場、陸上競技場、サッカー場、水泳プールなど。

$$\text{運動施設率} = \frac{\text{都市公園内の運動施設の総敷地面積}}{\text{都市公園の敷地面積}} \times 100$$

2. 本市の都市公園における運動施設率

- ・本市で運動施設が設置されている都市公園は4箇所、それぞれの運動施設率は次のとおり。

都市公園名	公園敷地面積 (ha)	運動施設 総敷地面積 (ha)	運動 施設率
大和ゆとりの森※	19.30	4.71	24.4%
引地台公園	10.04	2.34	23.3%
つきみ野1号公園	1.97	0.85	43.1%
宮久保公園	2.53	0.70	27.6%

※大和ゆとりの森の運動施設敷地面積は、現在、整備を予定している「大規模多目的スポーツ広場」の敷地面積を含む。

3. 条例に定める運動施設率について

- ・本市の都市公園における運動施設率は、いずれも100分の50以内となっており、法令の基準を満たしている。
- ・また、現時点で、運動施設率の限度を超えるような改修や、施設の新設を行う計画はない。
- ・本市にとって公園は、レクリエーションの場や災害時の避難スペースなど、貴重なオープンスペースとなっていることから、引き続き、これまでと同等程度の広場面積を確保していく必要がある。
- ・以上のことから、本市では、参酌基準である100分の50を、運動施設率の限度として定める。

4. 県内19市の状況（H30.1時点）

- ・参酌基準どおりを条例に規定済み
 - ・・・横浜市など全5市
- ・参酌基準どおりを条例に規定（予定）
 - ・・・川崎市など全10市（大和市含む）
- ・条例に規定する基準は未定
 - ・・・厚木市など全4市

経 過

H29. 6 都市公園法施行令の一部改正

今後の予定

H30. 1 大和市環境審議会に諮問・答申
H30. 2 議案上程
H30. 4 条例施行